

1 目標 1 働き方改革への取組を進め、建設産業のミライをつくる

施策1 長時間労働の是正や休日の確保

【背景・課題】

- ◆平成30年4月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が施行され、建設業においても令和6年度から時間外労働の上限規制に罰則規定が適用されることから、建設工事従事者の長時間労働の是正や週休2日の実現、休日の確保等が必要となっている。
- ◆令和元年6月には、新・担い手3法（建設業法、入契法、品確法の一体的改正）が施行され、品確法において、発注者の責務として「適正な工期設定」、「施工時期の平準化」、「適切な設計変更」等が明記されており、これらを通じ建設産業の「働き方改革」を推進し、担い手の中長期的な育成・確保を図っていく。

●取組項目1 早期発注の推進等による施工時期の平準化

公共工事や公共工事に関する調査等については、年度当初に事業が少なく、年度末には工事量等が多くなるといった傾向にあり、とりわけ施工期間が限定される北海道において、施工時期の平準化は、年間を通じた工事量の安定による処遇改善や、人材・資機材の効率的な活用による経営の健全化等にも寄与するものである。

このため、早期発注や債務負担行為の適切な活用により計画的な発注に努め、施工時期等の平準化に取り組む。

●取組項目2 適正・柔軟な工期設定や予算の繰越制度の活用

発注者及び受注者は、工期や委託期間の設定に当たっては、工事や業務の内容、規模、方法、施工体制、地域の実情等を踏まえた施工等に必要な日数のほか、従事者の休日、実施に必要な準備・後片付け期間、天候その他やむを得ない事由により工事等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮するものとし、週休2日を実施する工事については、その分の日数を適正に考慮する。

更に、労働力や資材・機材等の確保のため、実工期を柔軟に設定できる余裕期間制度（フレックス方式等）の活用を努めるほか、工事や業務を実施する中で、計画又は設計に関する諸条件、気象又は用地補償等のやむを得ない事由により、当初想定していた内容を見直す必要が生じた場合は、必要な工期を設定し、年度内に終わらない場合には、繰越制度を適切に活用する。

また、民間発注者に対し、国や関係機関と連携し、建設業における令和6年度からの罰則付き時間外労働の上限規制適用の周知や適正な工期による長時間労働の是正等について、働きかけを行っていく。

●取組項目3 週休2日の導入促進

建設現場における休日の確保を図るため、平成30年度から災害復旧工事など緊急を要する工事を除き、週休2日（4週8休以上の現場閉所）が達成された場合に工事施行成績で加点評価する「週休2日モデル工事」を実施しているが、受注者向けアンケート調査の結果等を検証し、現状の課題や問題点等を把握する。

また、国、道、市町村で構成する北海道ブロック発注者協議会の場等において、同工事について情報提供を行い市町村への普及拡大を図るとともに、道内の行政機関及び建設業団体が協働し、公共工事を一斉に休む取組である「週休2日促進デー」を引き続き実施する等、週休2日の導入を促進する。

●取組項目4 労働環境改善プロジェクトの推進

受発注者双方の労働環境の改善に向けた取組を強化するため、平成27年度から試行している「労働環境プロジェクト」の取組として、月曜日を期限とした依頼を金曜日に行わない「フライデー・ノーリクエスト&マンデー・ノーピリオド」や昼休み時間や午

後5時以降に打ち合わせを行わない「ランチタイム、オーバーファイブ・ノーミーティング」を引き続き実施することとし、更に受発注者への浸透を図っていく。

施策2 担い手の確保・育成のための適正な利潤の確保

【背景・課題】

- ◆平成26年「公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）」が改正され発注者の責務として、「公共工事等を実施する者が、公共工事の品質確保の担い手が中長期的に育成され及び確保されるための適正な利潤を確保することができるよう、適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、健康保険法等の定めるところにより事業主が納付義務を負う保険料、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険契約の保険料、工期等、公共工事等の実施の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定めること。」が明記された。（第7条第1項第1号）
- ◆これを受け、道では平成27年12月「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」を改定し、市場における労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した「予定価格の適正な設定」や施工条件の変化等に応じた「適切な設計変更」、工事に関する資格審査における「技術力などの適切な反映」等に取り組んできたが、受注者として、担い手確保・育成のために適正な利潤が確保されるよう、より一層、これらの取り組みを強化する必要がある。

●取組項目1 公共工事設計労務単価の適切な設定

建設産業における技能労働者の育成・確保のためには、適切な賃金水準の確保等による処遇改善が重要である。

このため、公共工事設計労務単価については、最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映させて設定するとともに、法定福利費相当額や有給休暇取得に要する費用のほか、時間外労働時間を短縮するために必要な費用を反映させるなど適切な設定を行う。

また、適切な賃金水準の確保を促し技能労働者の更なる処遇改善を図るよう、関係団体に対して要請を行う。

●取組項目2 予定価格の適正な設定や適切な設計変更の実施

予定価格については、公共工事を施工する者が担い手確保・育成のための適正な利潤を確保することができるよう、建設資材価格の高騰等、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務・資材単価等の取引価格調査の充実に努めるとともに、労働環境の改善や施工の実態を的確に反映した積算を行うなど、適正な設定に努める。

また、工事着手前に、現場条件、施工計画及び工事工程等について、受発注者が一堂に会し情報共有を行う「工事円滑化会議」や発注者、工事受注者及び当該工事に係る詳細設計等を担当した設計者が一堂に会し、設計の考え方、設計・施工条件や施工上の留意点などを協議・確認することで、工事の品質を確保することを目的とした「三者検討会」を実施し、技術的知識を相互に交換することで円滑な事業実施や、それぞれの一層の技術力向上や施工の効率化、成果品の品質向上を図るとともに、市町村に対し、その効果などを周知していく。

また、工事完成前に適切な設計変更手続きや工事書類検査が円滑に行われるよう、設計変更内容、工事書類の簡素化等について、受注者と発注者が一堂に会して確認共有することを目的とした「設計変更確認会議」を開催するほか、現場実態に即した迅速で的確な設計変更が行われるよう事務処理の見直しを検討する。

●取組項目3 各種円滑化ガイドラインの活用・充実

工事準備段階・工事施工段階における発注者・受注者の役割、設計変更等手続きの円滑化・迅速化、適切な設計変更の留意事項等について記した「工事施工円滑化ガイドライン」や「委託業務円滑化ガイドライン」の活用・充実を図ることにより、受発注者双方の理解を深め、各種手続きを書面により速やかに実施することを通じて、工事や調査・設計業務等の円滑化を図る。

施策3 建設産業の環境整備

【背景・課題】

- ◆品確法では、発注者の責務として「適正な工期設定」「現場の処遇改善」等が明記されており建設産業の時間外労働の令和6年度からの罰則付き上限規制適用が迫る中、「働き方改革」への対応が急務となっており、国、道、市町村等、発注者全体での取り組みが重要である。
- ◆北海道内の国、特殊法人等及び地方公共団体の各発注者が、公共工事の品質確保や担い手の中長期的な育成及び確保等のために講ずべき施策について、情報交換や連絡調整を行うとともに、各発注者共通の課題への対応及び各種施策の推進を図ること等を目的とした「北海道ブロック発注者協議会（庶務：北海道開発局）」や公共工事に関する契約業務の合理化を図るため、道及び各市町村の発注者が相互の連絡調整等や調査研究等を行うこと等を目的とした「北海道公共工事契約業務連絡協議会（事務局：道建設部建設管理課）」の場等を通じ、道内各市町村と更なる連携強化を図っていく。
- ◆担い手の確保・育成のためには、技能労働者が処遇や将来の見通しを持ちながら、働きがいや希望をもって働くことができる就業環境の実現が重要であり、安全で快適な職場環境の整備や建設キャリアアップシステムの普及促進、経営に係る相談支援等を行う「北海道建設業サポートセンター」の運営等、建設産業の環境整備を図っていく。

●取組項目1 働き方改革実現に向けた市町村との連携強化

北海道ブロック発注者協議会や北海道公共工事契約業務連絡協議会の場等を通じ、各市町村に対し、総合評価落札方式等の入札制度や担い手3法の趣旨の徹底について周知するとともに、週休2日工事や適切な工期設定等、働き方改革実現に向けた情報交換や連絡調整を行う等、市町村との連携を強化する。

また、市町村におけるダンピング対策導入に向け、課題等を把握するとともに、国と連携した取組を検討する。

●取組項目2 快適トイレ等、より良い就業環境の推進

建設現場に「快適トイレ」（洋式便座、水洗い機能等を備えた男女とも快適に使用できる仮設トイレ）を設置するなど、建設現場を男女とも働きやすい職場環境へ改善する。

●取組項目3 適正な施工体制の確保や社会保険の加入等の徹底

公共工事の品質や契約の適正な履行を確保するため、工事現場等における施工体制の点検等により、元請下請を含めた全体の施工体制を把握し、必要に応じ元請業者へ適切な指導を行うほか、就業者の社会保険や建設業退職金共済制度の加入を促進し、労働者福祉の向上を図る。

また、技能者の資格や社会保険の加入状況、現場の就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積する建設キャリアアップシステムの普及促進に向け、モデル工事の試行内容の拡大や建設業団体との意見交換を行うとともに、市町村の導入に向けた周知等を図っていく。

●取組項目4 不良・不適格業者の排除

建設業法や労働安全衛生法などの関係法令の遵守に関するガイドライン等の周知徹底を行うとともに、建設工事の安全パトロールや下請状況等調査を実施し、関係法令の遵守状況を確認する。

また、不正を行った建設業者に対しては、建設業法に基づく監督処分等を行うほか、建設工事請負契約上のトラブルに関する相談等に対しては、「建設ホットライン」で助言等を行う。

●取組項目5 建設産業へのサポート体制等の充実

建設産業支援の道の総合的な窓口である「北海道建設業サポートセンター」等において中小企業診断士や公認会計士による経営相談や情報提供を行うとともに、関係機関と連携し、中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化や事業の活性化を図る。

2 目標2 建設産業のミライに向け、生産性向上への取組を進める

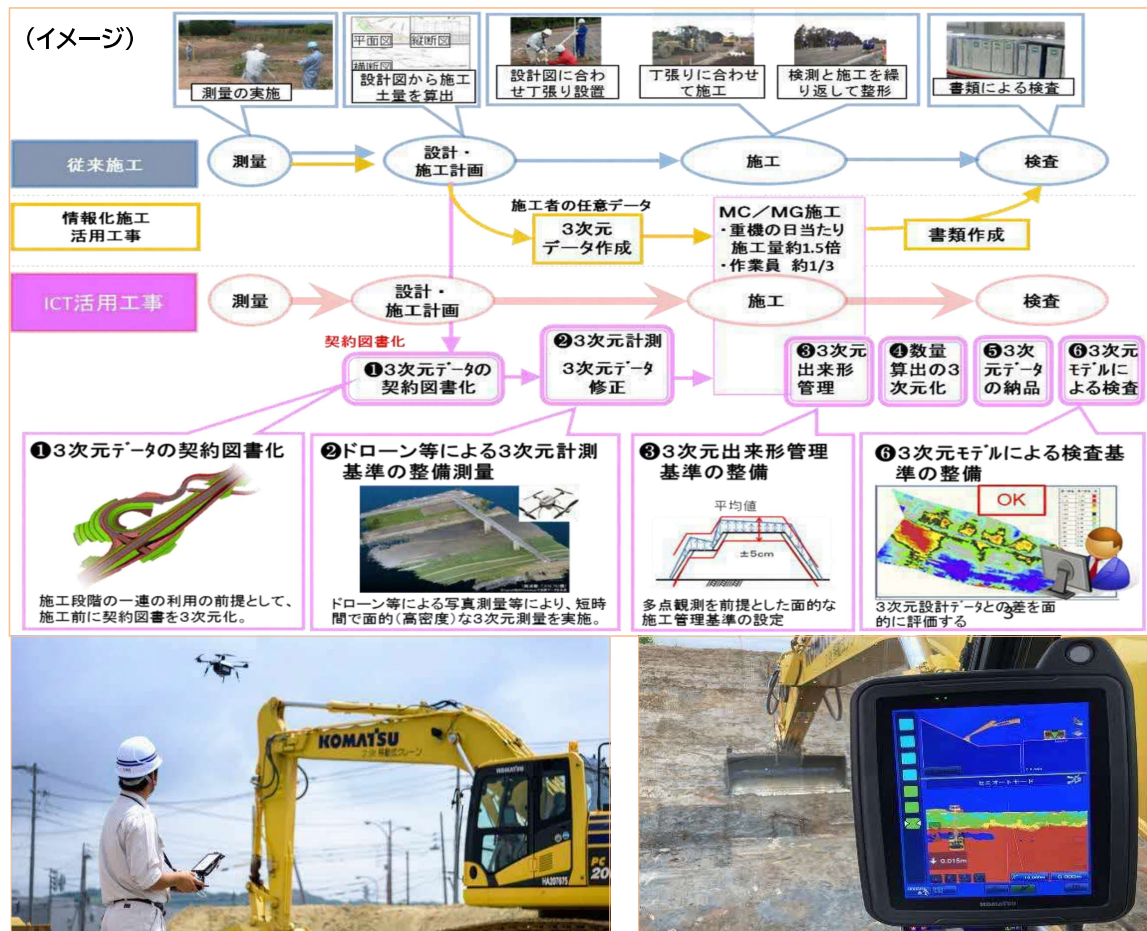
施策1 ICT活用などDXの取組推進

【背景・課題】

- ◆品確法において、発注者は「監督及び検査並びに施工状況等の確認及び評価に当たって、情報通信技術の活用等を図るよう努めること」、受注者は「情報通信技術を活用した公共工事等の実施の効率化等による生産性向上等に努めること」が明記されている。
- ◆建設工事の計画から検査までの施工プロセスの全ての段階でICT等、情報通信技術を全面的に活用し、インフラ分野のDXを推進するとともに、入札契約手続き等、事務処理の効率化を進め、コスト縮減を含む生産性向上を図ることにより、魅力ある建設産業を目指す。

●取組項目1 ICT活用モデル工事の拡充や人材育成

建設現場の生産性、安全性の向上に効果的なICT活用の普及・促進のため、工事の全てのプロセスでICTを活用する全面的な活用工事に加え、工事の一部のプロセスでICTを活用することも可能な部分的な活用工事を実施するなど、モデル工事の拡充を図る。また、ICTに精通した建設技術者育成といった課題に対応するため、3次元設計データの作成、活用に関する研修会について、その習熟度に応じた開催やWEBによる実施等、充実を図りながら、知識の習得やスキルアップを図る。



●取組項目2 BIM/CIMの活用促進

計画・調査・設計段階から3次元モデルを導入し、その後の施工、維持管理の各段階において、情報を充実させながらこれを活用し、関係者間で事業全体にわたり情報を共有することで、受発注者双方の業務効率化・高度化を図ることを目的としたBIM/CIM (Building/ Construction Information Modeling, Management) の活用促進に向けた取組を進める。